

厚生常任委員会
(補正)
資料

令和2年3月5日(木)

福祉保健部

目 次

【 予算議案 】

- I 議案第49号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）
- II 議案第52号 令和元年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- III 議案第53号 令和元年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

○歳出予算集計表（課別） …… 1

【特別議案】

- 議案第71号 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 …… 2

【 報 告 】

損害賠償額を定めたことについて ……別冊

【 その他報告事項 】

新型コロナウイルス感染症に係る本県の対応状況について …… 3

【予算議案】

I 議案第49号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)

II 議案第52号 令和元年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

III 議案第53号 令和元年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

○歳出予算集計表(課別)

(単位:千円)

会計名	課名	令和元年度			平成30年度	
		現計予算額	2月補正額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
一般会計	福祉保健課	11,255,288	△ 341,812	10,913,476	11,326,704	11,016,390
	指導監査・援護課	197,133	△ 18,986	178,147	206,789	184,492
	医療薬務課	4,198,180	△ 837,923	3,360,257	4,167,766	3,289,695
	国民健康保険課	29,574,545	△ 1,701,109	27,873,436	29,553,583	27,631,410
	長寿介護課	20,528,855	△ 1,716,632	18,812,223	19,767,449	20,407,976
	障がい福祉課	16,001,874	△ 893,374	15,108,500	15,287,786	14,784,407
	衛生管理課	1,550,063	△ 60,422	1,489,641	1,681,021	1,687,802
	健康増進課	3,339,152	△ 201,911	3,137,241	3,109,069	3,183,813
	こども政策課	17,164,003	△ 770,916	16,393,087	16,539,838	15,482,356
	こども家庭課	5,828,930	15,118	5,844,048	5,437,290	5,610,198
	小計	109,638,023	△ 6,527,967	103,110,056	107,077,295	103,278,539
特別会計	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	117,814,752	1,783,383	119,598,135	115,761,087	116,695,810
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	391,515	△ 14,647	376,868	270,956	380,972
	小計	118,206,267	1,768,736	119,975,003	116,032,043	117,076,782
福祉保健部 合計		227,844,290	△ 4,759,231	223,085,059	223,109,338	220,355,321

【特別議案】

議案第 71 号

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準 に関する条例の一部を改正する条例

こども政策課

1 改正の理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の園舎の耐火性能基準及び職員の配置に関する特例について所要の改正を行うこととしたもの。

2 改正の概要

(1) 園舎の耐火性能基準について

幼保連携型認定こども園の園舎の基準について、乳児室等を3階以上の階に設ける場合の要件として、建築基準法に基づく耐火建築物であることを規定する。

(2) 職員の配置に関する特例について

幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長等の資格要件について、幼稚園教諭普通免許または保育士登録のいずれかを有するものとする特例期間を5年間延長し、令和6年度末までとする。

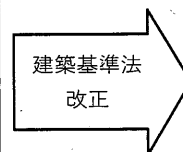
3 施行期日

2 (1) については公布の日から、(2) については令和2年4月1日から施行する。

<参考>建築基準法改正による幼保連携型認定こども園の耐火性能

- 令和元年6月25日施行の建築基準法改正で、3階建ての建物について、火災時の建物からの避難時間に着目し、延べ床面積200㎡未満の場合には、耐火建築物でなくてもよいとされた。
- 一方で、火災時の避難に通常よりも時間を要すると考えられる未就学児の安全を確保する必要があることから、3階建てで延べ床面積が200㎡未満の建築物について、これまでと同様の基準を維持するため、条例の規定を改正する。

		建築基準法	上乗せ基準	結果
3階建て	延べ床面積 200㎡以上	耐火	規定無し	耐火
	延べ床面積 200㎡未満			
2階建て	床面積 300㎡以上	耐火又は 準耐火	耐火	耐火
	床面積 300㎡未満	規制無し		耐火



建築基準法	上乗せ基準	結果
耐火	規定無し	耐火
規制無し(※)	今回規定	耐火
耐火又は 準耐火	耐火	耐火
規制無し		耐火

※堅穴区画（階段室）への間仕切り壁や戸の設置が必要

【その他報告】

新型コロナウイルス感染症に係る本県の対応状況について

健康増進課感染症対策室

1 本県の状況

相談件数			検査件数		
	一般相談	帰国者・接触者 相談センター		陽性件数	陰性件数
1,303	551	752	23	0	23

※ 2月5日～2月27日までの件数

2 これまでの主な動き

- 2月3日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第1回）の開催
- 2月5日 「帰国者・接触者相談センター」（以下「相談センター」）の設置
- 2月13日 国が緊急対応策を公表
- 2月15日 国が「相談センター」の更なる充実を依頼
- 2月18日 庁議にて緊急対応策を報告
- 2月21日 「相談センター」の24時間体制構築（専用電話回線の設置）
- 2月25日 国が対策の基本方針を公表

3 今後の対応

(1) 県民等への情報提供

ホームページやチラシ（別紙）等を用いた正確な情報の発信。
（医療機関受診時の注意、感染予防対策等をわかりやすく記載）

(2) 相談体制

相談センターにて受付（平日は県内9保健所、休日・夜間は健康増進課内専用電話）

(3) 検査体制

感染疑い例については、保健所において検査が必要と判断した場合に、衛生環境研究所にてPCR検査（処理能力は24件/日）を実施。

(4) 医療提供体制

第二種感染症指定医療機関にて受け入れ
（県内7施設、合計30床、さらなる病床確保に向けて医療機関と協議中）。

(5) 患者発生時の対応

保健所で積極的疫学調査を実施、濃厚接触者の健康観察・外出自粛要請等を行う。

対応は、今後の感染の広がり等を見ながら、適宜見直す。

新型コロナウイルス感染症にご注意ください

新型コロナウイルス感染症は、発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いのが特徴です。

次の症状がある方は帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている

（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含みます）

②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※高齢者や基礎疾患がある方は、上の状態が2日程度続く場合

●帰国者・接触者相談センター（県内保健所）一覧

保健所	管轄市町村	電話番号
宮崎市保健所 (健康支援課)	宮崎市	(0985)29-5286
中央保健所	国富町・綾町	(0985)28-2111
日南保健所	日南市・串間市	(0987)23-3141
都城保健所	都城市・三股町	(0986)23-4504
小林保健所	小林市・えびの市・高原町	(0984)23-3118
高鍋保健所	西都市・高鍋町・新富町・西米良村・木城町 川南町・都農町	(0983)22-1330
日向保健所	日向市・門川町・諸塚村・椎葉村・美郷町	(0982)52-5101
延岡保健所	延岡市	(0982)33-5373
高千穂保健所	高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町	(0982)72-2168

※受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

※上記時間以外について、下記の電話番号にて相談を受け付けています。

専用電話回線：(0985)44-2603（土日祝日を含む）

※その他の一般相談については、下記の厚労省相談窓口、最寄りの保健所もしくは宮崎県健康増進課感染症対策室にお問い合わせください。



厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565-653（フリーダイヤル）

受付時間 9:00~21:00（土日・祝日も実施）

宮崎県健康増進課 感染症対策室 電話 0985-44-2620
宮崎市保健所 健康支援課 電話 0985-29-5286

●新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。



咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

▶咳エチケットとは

- ・マスクを着用 ・とっさの時は、袖や上着の内側で覆う
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆う ・周囲の人からなるべく離れる など



持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

マスクについてのお願い

現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、感染症の拡大の効果的な予防には、風邪や感染症の疑いがある人たちに使ってもらうことが重要です。マスクの購入は必要な分だけ買うようにするなど、御協力をお願いします。

県民の皆様へのお願い

- ・発熱等の風邪症状が見られるときには、学校や会社を休み**外出を控えて**ください。また、毎日体温を測定して記録しておいてください。
- ・風邪症状が軽度である場合には、**自宅にて安静・療養**に努めましょう。

